

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	太地町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.taiji.wakayama.jp/	

執行機関名 太地町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	太地町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年太地町条例第1号)によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		太地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 太地町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年太地町条例第1号)によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	太地町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年太地町条例第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、本町に住所を有するひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、医療費を支給することによりその健康の保持と福祉の増進に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		太地町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年太地町条例第1号)